

清末における相続問題について

西川 真子

はじめに

小稿では、清代末期の中国における、遺産の継承、養子縁組等、相続事案の中の家父の役割について考えてみたい。

このテーマに関して、家族制度の中の父の地位について最も体系的な研究を行われたのは、滋賀秀三氏であった。^① 滋賀氏は家族共産制の解明という問題意識に端を発し、家族共産という場に展開される親族相続法を把握するという立場から、帝制時代の家族法及びそこに必然的に生じる相続法の原理について詳述されたのであった。

他方ここにいる相続案件とは、裁判事案の区分に従えば、民間における利害の対立から生じる民事紛争事件の一部をなすものである。そして清代について言えば、此等の民事案が、宗族やギルドの有力者等が主宰する私的な調停にゆだねられることなく、し

ばしば州衙門の裁判に訴えて解決するべく期待されていたという説を示されたのは、中村茂夫氏であった。^② この中村氏の提言以後、最近の K. Bernhardt, P. Huang 主編の著書 “Civil Law in Qing and Republican China” に至っては、清代及び民国時期を対象として民事案の範疇に含まれる事件の内容とその解決法についてきめこまやかな論述がなされ、民事案をめぐる事実関係が徐々に明らかにされてきている。^③ 例えば Huang の論述によれば、清代の知県は律例にしたがって民事案を処理していたのであり、知県の恣意的な判断によって随意に民事案を裁いていたわけではな^④いことが明らかにされた。おなじく Allee も刑事案と区別して民事案を処理する手続法が確立してゆく萌芽が兆していたことを指摘し、民事案は律例によって判決を与えられていたことに加え、民事案の判決に際して文化、慣習の果たした役割について述べている。^⑤ さらに Macauley は明代中期以降、膨大な数に上る民事案が

活発に訟師の活動を助けに州県衙門に持ち出されたという事実、並びにそうした風潮の社会的背景に言及する。

一方、清末から民国時代にかけて中国では、司法制度の西洋化が始まろうとしていた。はじめて行政から独立した裁判衙門である中央の大理院および各省の審判庁が設けられ、そこでは刑事法廷と区別して民事法廷が開かれようとしたのであった。^⑦そしてまた同じくこの時期には中国史初の民法典『大清民律』の編纂が始まり、民事案を民事案として官の法廷で受理する体制が次第に整えられようともしていた。ところが、この民事法廷設立の準備過程において、婚姻並びに相統案の取り扱いが、礼俗にかかわるところ大として当初から論争的となった。一応の民刑分別を果した新式裁判衙門においても、婚姻相統事件の審理には検察が立ち会を義務付けられ、他の民事案とは別の扱いを受けたのである。^⑧

また『大清民律』諸篇においても、家族法、相統法にあたる「繼承法」、「親屬法」の編纂には議論が集中した。つまり中国が司法の西洋化を目指し始めた時期に、相統事案は政府中央でその争点の一つとされながらも、民間からは解決を委ねて盛んに官の裁判機関に持ち出されていたことになる。

この時期に行われた司法改革は、行政と司法の分離、民刑両法廷の併設、検察の設置等の項目からなるが、これは清朝政府の司

法制度改革は、治外法権撤廃を成功させるための必要から、いわば外的要因によって強制的に実施に踏み切ったものである。よってその改革は中国に先んじて西洋化を開始した日本を手本とし、西洋型司法制度の枠組を短期間のうちに完成することを目標としたのであり、民間からの要求とは別の動機によって始まった。

だが先にも述べたように清代の中国においては相統案を含む民事事件の解決を官に委ねようとする意欲が存在したことは明らかであり、近代以降の中国における民事問題を考えるに当たっては、官の推し進めた西洋化の軌跡と、民の側の実態とを各々分析した上で、双方の関係性を明らかにして行くべきであると思われる。

こうしたことを考え合わせると、清末以降の相統案の研究に対しても、官がいかにこれに対処しようとしたかを考えると共に、官に事案を訴え出る強い意欲を見せていた民の側にどのような事情が存在したのか、二つの方向から考察を進めることが必要となる。

そこで本稿では、清末の司法改革実施直前の時期の相統事案を例として取り上げ、そうした事案がいかなる実態を呈していたかを確認し、今後筆者が進めてゆこうとする中国近代の民事案研究の基礎作業としたい。尚本文中で使用する史料の一部には、日本明治期の台湾植民統治時代のものが含まれるが、当時の台湾は清朝支配下の中国社会と同質のものと考え、該当史料を使用している。

- ① 滋賀秀三『中國家族法の原理』(以下『家族法』と略。一九〇九年創文社)。その他中國の伝統的な家族制度、相続法に関する研究としては、内田智雄『中國の分家制度』(岩波書店 昭和三〇年)、千種達夫『滿洲家族制度の慣習Ⅱ』(一粒社 昭和四〇年)、仁井田陞『中國の農村家族』(一九五二年 東京大学出版会)、同『中國身分法史』(東京大学出版会 一九八三年)、同『明清時代の人売及人質文書の研究』(『史学雑誌』四六・四・五・六)等を参考にした。
- ② 中村茂夫『伝統中國法—雜型説に対する一試論』(『法政理論』第一二巻第一号 一九七六年)。
- ③ K. Bernhard and Philip C. C. Huang, "Civil Law in Qing and Republican China," Stanford Univ. Press, 1991.
- ④ 注③前掲書一四二〜一八六頁、Philip C. C. Huang, "Codified Law and Magisterial Adjudication in the Qing".
- ⑤ 注③前掲書一二一〜一四一頁、Mark A. Allee, "Code, Culture, and Custom: Foundations of Civil Case Verdicts in a Nineteenth-Century County Court".
- ⑥ 注③前掲書八五〜一二二頁、Melissa A. Macaulay, "Civil and Unsettled Disputes in Southeast Coastal China, 1723-1820".
- ⑦ 清末の裁判制度改革については、島田正郎『清末中國における近代の法典の編纂』(創文社 昭和五五年)、拙論『清末裁判制度の改革』(『東洋史研究』第五三巻第一号 平成六年)参照。
- ⑧ 『大清法規大全』法律部卷七審判「各級審判章程」第一二一条。

第一章 家産の分割に於ける家父の役割

前掲滋賀氏は、伝統中國における相続という行為を総括し、旧

中國において相続とは人を継ぐことであり、これを實際面に即して言うなら祭祠と財産を二つながら継ぐことであると述べられた^①。しかし実際に相続案件を取り扱う場合には、問題を二つの局面から区分して考えるべきであろう。つまり相続問題がもたらがるのは大別して複数の相続人がある時にいかに財産分割を行うかという場合と、直系卑属に相続人がない時に相続人をいかに選定するかをめぐって議論が生じる場合とに分けられるからである。本章ではまず財産分割の面から相続案の事例に当たり行論してみたい。

民国以前の中國社会における家産の所有については、中田蕙、仁井田陞、滋賀秀三氏等によってそれぞれ見解が明らかにされているが、家父の死に伴う財産の相続に当たっては兄弟平等の原則に従って家産は均等に分割されたという点については、各氏の見解は一致している。すなわち相続人が複数有る場合、一家の財産は総ての相続人に平等に分け与えられねばならず、この原則には、家父といえども服従しなければならなかったということが、従来の研究で繰り返し述べられてきたのである。それと同時に、家産分割は家長たる父の存在と密接に関係し、家父が死亡すれば一家の財産をそのままの形で維持することは極めて難しく、家父の死亡後直ちに財産分割が行われるのはごく自然な事態であったといえることが言われてきた。つまり伝統中國においては多くの場合、

家父の死によって家産相続に対する意欲が刺激された時、家産均分の制に則して兄弟間で平等に家産を分割するということが行われたのである。このように家産均分が近代以前の中国に深く根づいた原則であったことは右述諸氏等により、宋代から明清時代の史料に基づいて、導き出された結論であるが、この確固たる原則は清末においても、強く効力を保っていた。『台湾私法 付録参考書』（以下、『私法』と略）第二巻下第六章「相続」に収められた史料第一九はそうした事情を示す史料のひとつである。すなわち光緒二五年台湾阿緞地方万蛮庄において父親である林鳴岡が死亡した後、秀錦、秀増、秀賢の兄弟三人は遺産をそのまま維持しようとしてつとめたが、人多く且つ事繁多な故に、間もなく分割のやむなきに至り、遺産を分けて世帯を別にしたいきさつと、その遺産分割の詳細が述べられている。^②中には、たとえ父が死亡しても直ちに遺産の分割が議題となることはなく、しばらくは遺産をそのままの形で維持し、孫の世代に移るまで家産分割が持ち越される場合もあった。しかし早晩そうした財産もついには分割される運命を免れなかった。同史料第一八においては、台北士林で祖母邱游氏が、先父の死後もその遺産をよく管理していたが、老齢のためこれ以上維持することはかなわぬこととなった。そこで光緒二三年孫の世代に当たる四房に財産を分割し、それぞれ家計を独立

させたことが記されている。^③また同史料第二〇は光緒二〇年に父の死後、子と孫の二世代五人が家産の分割を行った例を示すものである。^④

家父の死が、直に家産分割と結びついていたということは、これらの例からも理解できよう。しかし、家父の死によって家産分割の最大の契機が自然と訪れるというような社会においては、当然家父自身が財産管理に対する自分の役割と義務を十分に認識していたものと考えるのが自然である。そこで家父がある程度の高齢に達したとき、自分の死後の財産処理について下したであろう処置、財産の生前贈与と遺言の作成ということを、改めて考えてみる必要がでてくるのではないだろうか。

民国以前の中国社会に於ける、遺言のもつ意味については、既に幾つかの論著の中で言及されている。その中の一つとして、まづ仁井田陞氏の所論並びに『台湾私法』のとの見解がある。仁井田陞氏は、家長は遺言（遺囑）によって家産を分割し処分し得たと、直系尊属が作成した遺言書の効力に対して肯定的な見解を記しておられる。また『台湾私法』第二巻下第六章「相続」第三節は「遺言」について専論し、中国社会における遺言の有効性、遺言作成の要件と定式について解説を加えている。^⑤

これに対して滋賀秀三氏は「均分原則に反する父の遺言には拘

束力がない^⑦という説を主張されている。そしてさらに遺言そのものの持つ価値にも言及され、「中国の相続法において遺言が働く余地は極めて限られていたということになる。したがって遺言を作製すること自体が、通常の場合のもとにおいては極めてまれであった^⑧」と結論される。また千種達夫氏が旧満洲地区における慣行調査の結果として表した『満洲家族制度の慣習Ⅱ』にも、遺言の効力について「遺言は子孫に対して何ら拘束力なく、分割の必要あれば、いつでも分割できるといふのは、回答者の一致した意見である^⑨」とされている。

遺言に対して下された、この相反する評価をどのように考えるべきか。双方の主張を参照しつつ、以下に遺言の持つ性格とその効力について再度考えてみたい。まず、既に述べたごとく、滋賀氏の説によれば、均分原則に反する遺言は効力がなく、相続人はそのような遺言に拘束される必要はないとされた。そして、均分原則が順守されるならば、敢えて遺言を作成する必要もまた生じてこないと解されたのであった。しかしながら、遺言に拘束力がないということ、遺言を作らないということは次元を異にする問題である。均分原則にそって作成された遺言であれば、その有効性を問われるという問題は生じないであろう。

次に考えておかなければならないのは、遺言という名称を与え

られてはいないが、遺言の実質を備える文書の存在である。滋賀氏の考察によれば、中国社会においては「何らかの権利義務を設定する性質の法律的な意味での遺言は、殆ど人々の念頭に上らない事柄であった^⑩」と述べておられる。しかし、たとえ「遺言」という名称は備えておらずとも、自分の死後に行われる家産分割の方法、相続人の指名、家務の管理等について、被相続人の意志を明らかにして指示を与えるという行為は、事実上「遺言」と何ら変わるところはなく、これを文字にした「分家遺囑書」はまさしく「遺言書」には相違ないということになる。自らの意志を表現するに当たって能力上問題のない者が作成し、遺言の執筆者、作成時日、遺言内容（ここでは財産相続の方法と内容）が明記され、遺言執筆者並びに立ち会い人の署名が記された文書は、まさに現在我々がいうところの遺言書以外の何物でもないからである。^⑪また逆に言えば、分家遺囑書という形式の文書を作成することが広く慣習として行われていたが故に、家産処理に関する遺言書は作られる必要を生じなかったとも解せるのではないか。事実、仁井田陞氏は唐宋時代の文獻に見えた遺言の内容は財産の処分、分割に関するものが多くを占める、或はある種の文書が家産分割文書であると同時に遺言状（遺囑書）であると言及されている。^⑫

このように「分家遺囑書」を事実上の「遺言」と見るならば、

次に示すように家産均分の原則に基づき、故に拘束力ある遺言が現実に作成されていたことになる。こうした流れの延長上、清末にも後述のごとく遺言の指示するおりに財産分割が行われたことを示す史料が見出だせる。すなわち『私法』第六章「相続」の史料一二一―一七は、家父が生前、自分の死後の財産処理の指示を下す目的で作成した遺言書、もしくは父の死後その遺言に従って財産分割を行った際に作られた随分書であるが、これらの史料を用いて、以下のごとく行論し得るのである。

まず同史料第一四において、道光二十一年に家父陳遜言が遺言書を立て、

自分はすでに七三歳になるが、特に子孫の賢愚が一ならぬことから争端がひらかれ、そのために仲たがいして一家分裂するのではないかと恐れを抱いている。むしろ早くから分家して、以後いがみあうことのないようにしておくにこしたことはない。^④

と述べる。また同史料第一三によれば、周雙溪は長男が夭折した後、長孫と次男の二人に財産を分割するに際して遺言書を作成した。その文面には、「自分は間もなく七十歳になろうとしている。もし方法を講じて決まりを作っておかなければ、以後争端をひらく恐れがある」とあり、相続争いを未然に防ぐ目的で、遺言書

作成したことを述べている。

このように家父はある程度の高齢に至ると、自分の死後の財産処理について指示を下し、争端が開かれるのを防ぐために遺言書を作成する場合のあったことは明らかである。つまり、財産分割については、父の存在が大きな影響力を及ぼし、父が死亡すれば父以外に家産をそのままの形で維持出来る者はいなかった。父もこのことは十分に承知しており、しばしば生前から分割について遺言の形で指示を出した。家産分割を妥当な方法で行い、余計な紛争の芽を摘み取っておくことは父親に課せられた義務でもあったと考えられるのである。

次にそれらの遺言書が実際に効力を有していたか否かという問題に関しては、同じく『私法』史料第一二を参照したい。同史料は光緒十九年三月父王紹宗が三人の子（道張、朝龍、麗水）に対し、煙舖等の経営によって得られた利益をもとに築いた財産を、自分の死後いかに財産を処理すべきかを説いた「遺言書」（第一二一―）及び光緒二〇年四月その遺言に基づいて財産分割した際の「財産分割文書」（第二二―）からなる。まず家父が生前に作成した遺言書である史料第二二―の文中に、

いま自分の病は癒えず、子供等は婚禮の算段をする年頃となった。人は金石ではなく、無限の長寿を与えられるわけでも

ない。入念に準備をしておかなければ、お前達兄弟の意見の対立するのは免れ難い。再三考えた末、親戚（黄鍾山、呂經五、陳卜五、潘福照）を招き、中にたつて証人となることに承諾をえ、後にあるいは私の意向と合わないところが生じるとおそれがあるので、ここに家財を列挙したいと考える。購入したすべての田園及び仁徳南里の一帶は祭祀のための公業とし、お前達兄弟が輪番で管理に当たれ。また二千元をもって家名を継ぎ孝養をなすための費用とせよ。各会社の利益は集計して、ひとまず大銃街店の付税と当座の入り用の為の経費にあてよ。また一千元をもって子龍に与え六礼の費に当てさせよ。また一千元をもって子水の婚礼の費用に当てさせよ。

また一千六百元をもって次女の持参金とせよ。また継室（後妻）が生んだ娘たち及び庶出の一女はまだ幼年であるが、将来嫁ぐときには各人一千元を与えて持参金とさせることにし、この為の費用合わせて七千六百元は、子龍にあずけて管理させる。随時所定の額に照らして間違ひなく支給せよ。別に銀五百元を抛出して長女英に与え、また五百を抛出して次女燕に与えよ。また制錢五百千文を出して堂弟平に与えよ。同安（福建省同安県）の田宅を買い戻して、内地の祖先を奉じる為に用いよ。以上を除いて、その他はすべて兄弟三人が均分

せよ。事業、不動産及び支出の各項目は、公親によって酌配し、取り分の多寡を等しくし、処置に不手際がないよう注意し、しかる後それぞれを引いて割り当てられたものを管理せよ。決して遺訓に背いてはならない。お前達が将来よく同炊共居する幸福に恵まれることを切に願うものではあるが、もしもそうならない場合にはそれぞれの割り当て分に準じまた私の命に従って処理せよ。お前達兄弟それぞれ平分の心を旨とし、それぞれ財産のかなめを守り、異議を醸さぬようにせよ。以上がわたしからお前達に対して最後に申し付けるところである。契字一式三分を作る。それぞれしかと遵照せよ。

光緒一九年三月 日^⑤

とあるように、遺言人である父の略歴と遺言を立てるにいたった経緯、三人の兄弟各人に譲る財産の内容、公業及び継室の養老金、未婚の子の婚費、女兒の持参金、祖先の祭祀のための費用等を列挙した後、その余の額を兄弟三人で均分すべきことを指示し、末尾に父王紹宗は決して家産の分割を願うものではないが、争端が開かれ兄弟が対立するよりは父の意向にしたがって財産を分割すべきことが命じられるのである。

これに対して同史料第一二二^⑥は、先の遺言書を立てた父が死去した後、実際に上に示した父の遺言書にしたがって財産分割を

行うについて作成された分家単である。ここには遺言を順守して、歴年の家業経営によって築き上げた財産総額約三万円の中から公業、祀業等の割り当て分のほか、兄弟各人に与えて居位させる家屋の明細を明らかにするとともに、不動産以外の財産についても遺言の意に添うように逐一個別に処分法が記され、合計一四〇条にのぼる項目についてそれぞれ相続人と相続法が指定されている。以上の例から清末中国の財産相続事案は、家産均分の原則を順守するという伝統的な枠組みの中で、父の意志を尊重した家父の死後についてはその遺囑に従って家産の配分がなされていたと言えよう。

- ① 滋賀『家族法』一一二頁。
- ② 『私法』第二卷下三三四頁。
- ③ 『私法』三三二頁。
- ④ 『私法』三三七頁。
- ⑤ 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』第十三章「家産分割文書（分書）」及び第十四章「遺言状（遺囑書）」（東大出版会 昭和十二年 五九二、六二三頁）、同「唐宋時代の家族共産と遺言法」（『市村博士古希記念東洋史論叢』富山房 昭和八年）、同「中国身分法史」（東大出版会 一九四二年 四五九、四六二頁）等参照。
- ⑥ 『台湾私法』第二卷下五九三～六頁。
- ⑦ 『家族法』一九四頁。
- ⑧ 同右一九七頁。
- ⑨ 千種達夫『満洲家族制度の慣習』一九七頁。

- ⑩ 『家族法』一九七頁。
- ⑪ 伝統的な中国の遺言書の形式等については同右六三九～四八頁、及び注⑨参照。
- ⑫ 前掲『唐宋法律文書の研究』六〇五、六二九頁。
- ⑬ 前掲『私法』三〇四頁。
- ⑭ 同右三〇二頁。
- ⑮ 同右二八六頁。
- ⑯ 同右二八八頁。

第二章 養子の取得における家父の役割

本章では相続問題を引き起こす、いま一つの原因、実子が無い場合の相続人取得について考えてみたい。人たるものは必ず自分の跡を継ぐ者を得なければならないという価値観が力をもつ社会であれば、実子の無い者は、養子を得ることによって何としても自分の跡継ぎを定めなければならない。本章では専らこうした相続を目的として採取される養子を考察の対象とする。

中国においては祭祀と財産を継承させるために同族中から選んだ養子を通常嗣子、継子等と呼ぶ。また、一つの房から他の房へ養子を出すことを「過繼」「過房」ということから、そのようにして養子となったものを「過継子」「過房子」とも称した^①。実子の無い者は、昭穆相当の者の中から自己にふさわしい者を嗣子等

と称して選定することが許された。また異姓の子であっても三歳未満であれば収養して実子とすることも清律に認められていた。^②そして実際には三歳以上の子供を譲り受け、改姓して自分の子とすることも頻繁に行われていたのであるが、このようにして収養した異姓嗣子は、螟蛉子とも呼ばれた。

この養子扱取に関して滋賀秀三氏は宋より明清時代の判牘及び民国初期の大理院の判決例等に基づき考察を行われた。^③その内容を見ると、まず最初に生家にあつてはいかなる人物に嗣子となる資格があるかという問題を中心に論述がなされるが、嗣子契約を結ぶ生家の家父及びその他の成員の役割、契約の手続き方法等、生家の側の包括的な実態については触れられない。次に取り上げられるのは養家における立嗣権の問題であるが、これについては従来最も重要な研究課題とされ、家父が生前握っていた立嗣権を家父の死後に誰が代わって行使したかということが論点となってきた。この問題に対して滋賀氏は、無子の夫が死亡した場合の嗣子選択の決定権は夫の直系尊属よりも先に寡婦にあったことを論じられた。^④これに対して夫馬進氏は、明清時代に限って言えば、寡婦の家庭内の地位が低下したと関連して、宋代「夫亡妻在者、従其妻」によって守られていた寡婦の立嗣権が、明清時代には厳しく制限を受けるに変化したとの立場を示され、特に寡婦の

祖父母に対する立嗣権については、宋から明清時代を通じ一貫して不安定な状況にあり続けたとの見解を示されている。^⑤しかしながら管見の清末の裁判関係資料によれば、家父の死亡後に行われた過房子契約において、家父が有した立嗣権が他者に移り、その者の意志によって立嗣されたとするよりも、むしろなお家父の利益を第一義として嗣子が選ばれた例が存在するように思われる。

本章ではこれらの研究を参照しつつ、まず立嗣問題の端緒となる立嗣契約の手続き法をみることによって嗣子を出す生家の家父の立場を確認する。その一方で養家についても家父の立嗣権がどのように行使されたのか、そして家父の死後の立嗣がいかにこなわれたかという点について、新たな史料をまじえて再考してみたい。

跡継ぎ養子である嗣子の扱取は同宗の他房へ昭穆相当の子を与える、すなわち過房させるものを典型とした。よって以下に『私法』第二卷下第四章「親子」史料第一二一一を例に過房子授受の手続きを見てみたい。同史料は光緒一四年兄弟の間で行われた過房子契約の文書であるが、これによると、

過房書を立てる人胞弟欲上、同妻何氏は本年捌月初二日巳の時、一子を生み定基と名付けた。いま年わずかに一歳であるが、胞兄欲求が早世し、跡継ぎがないの思い、夫婦相談し

て、この子を嗣子に立て胞兄欲求に与えて長子とすることに
した。祭祀を受け継ぎ、養育して成人した後子孫を生み、長
じて名を成し功を立て、末代まで栄え、一族に誉れをもち
し、大いに家名を振るわせたならば、それらはすべて胞兄の
徳分であるが、また上夫婦の尊ぶところでもある。これが上
夫婦の喜びであり、共に願って後悔することはない。口約束
だけではよるところがないので、過房書一幅を立てて証しと
する。

光緒拾四年戊子九月 日

代筆人 族兄 家 栄
在场人 胞弟 欲 大

同妻 何 氏

立過房書人 胞弟 欲 上^⑥

とある。契字書の冒頭で生家の家父欲上がこの契字書の作成人で
あることが明記され、以下に欲上とその妻何氏との間に生まれた
子を過房子とし、早世した兄の跡継ぎとして過房させる旨が記さ
れる。そして契字書最後尾に付された署名の欄を見ると、欲
上が過房書の作成人、その妻何氏と欲上の胞弟欲大が立ち会い人、
族兄の家栄が代筆人としてそれぞれ署名を行っている。

また同史料一二一五は、光緒一〇年三月洪順意とその妻林氏の

間に生まれた子を堂叔の洪典に過房させ、生家と養家の両方を相
続（兼桃）させるに当たって作成された契字書であるが、

過房書を立てることを願う者、灣裡街洪順意、媒酌人を経て
林氏を娶り妻とし、男児一名を得て金格と名づけたが、この
子は本年五歳となる。やむを得ない事情によりここに夫婦が
相談した結果、この男児を過房させ堂叔の洪典に与えること
にした。過房して子となした後は、（実家と養家が）ともに
養育し、婚姻を段取りし、家資は等分に分つ。もし（養家に）
実子が生まれなくても取り決め通りにし、互いに異心を起こさな
いようにする。もし功を立て財を成し、子から孫へと一族が
栄えれば、生父と養父の二人がその幸福にあずかるものであ
り、他人とは無関係である。口約束だけでは頼りにならない
ので、いま証文を作ろうと欲し、まさに過房書一式を作成し、
長くより所とする。

光緒拾年参月 日

為媒人 洪 銭
知見妻人 林 氏

立甘願過房書人 洪順意

代書人 洪章記^⑦

とある。この例に於いても家父洪順意が契約を結び、その妻林氏

が立ち会いの下、媒酌人と代筆人に各々洪銭、洪章記を得て当年五歳の男児金格を養家に過房させることが取り決められた事が分かる。

さらに同資料一—三は、明治三十五年二月陳霖池と彼の後妻彭氏の間に生まれた男児継章を、長兄霖海の未亡人王氏秀に与えるに当たって立てられた契字であるが、これを見ても、

過繼書約字を立てる人陳霖池。(霖)池の父親は兄弟二人を残したが、長男は霖海、次男は霖池である。長兄は生前妻王氏を娶り子供ももうけて数年を過ごしたが、不幸にも長兄霖海父子は相次いで没し、寡婦王氏が後に残された。そこで霖池の後妻彭氏が去年身ごもった際、男女どちらが生まれるか分からなかったが、兄嫁に対しても男児が生まれたら、兄霖海の後を継がせると伝えた。壬寅(明治三五)の年の正月二日、果して男児が生まれた。まことに亡き兄の徳のなせるわざである。この子は生まれ順は第三子、継章と名づけて年齢は一歳になった。しかしこの運に生れついた子はやはりこの子が後を継ぐべき人のもとへ過房子に出すべきである。そこで霖と妻彭氏は先に口に出したこともあるので、決して遺言があった訳ではなかったが、ここに媒酌人に託して、兄霖海の妻王氏秀と話し合い、この子を過繼して王氏秀に与

え、永く自らの子とさせることにした。即日霖池夫婦は媒酌人と吉日を選んで契字を立て証拠とし、この子継章を兄嫁王氏秀に与えるものとする。(中略) 口約束だけでは心もとな

作り証書とする。

明治三十五年歳在壬寅年二月 日

代筆・為媒人 藍子材
在場妻 彭子(氏?)——筆者注) 綱

立過繼書約字人 陳霖池^⑧

とあり、冒頭に当該契約書を立てる者は陳霖池であることが明らかにされた後、彼と妻彭氏が同夫婦の間に生まれた第三児を過房子として無子のまま死去した兄の未亡人王氏秀に与えるべく取り決めたことが述べられる。そして最後の署名の部分を見ると、この件においても過房子契約の名義人は家父陳霖池、立ち会い人は同妻彭氏であって、家父の決定にその妻が同意した形で契約が結ばれたことがわかる。なおここでは代筆兼媒酌人は族外異姓の人物がとめ、従って陳霖池夫婦以外の同族の者がこの契約に関与した形跡はうかがえない。

このように生家の家父およびその妻が存命中は、家父が過房子契約を結んで契約書を作成し文書末尾に署名、その妻が立ち会い

人として連署した。生父母以外の族人が契約書に署名する場合は、すべて立ち会い人或は代筆人等として名を連ねるに止まったのである。^⑨つまり過房子の授受に当たっては、生家の側について言えば過房子を出す場合の決定権は家父が握っていたのであり、族長その他の者が干渉する事は出来なかったのである。

生家の事情は以上のごとくであるが、次に過房子を貰い受ける養家についてはどうであろうか。これについて、先にも述べたように滋賀秀三氏は「嗣子たりうる適格者のうちから、特定人を現実に嗣子に選定する権限は、いうまでもなく第一に被継承人（嗣父）本人に属する」^⑩とされる。つまり養家においても生家と同様嗣子の選択権は家父が握っていたわけである。

ただしこのように養子の授受について生養両家ともに家父の発言権が第一に認められていたということは、一旦両家の間に意見の食い違いが生じた場合に、両者を調停する人物を見い出せないということを意味するものであった。次に光緒三三年以降順次、従来の州県衙門から独立して創設された各省の審判庁所轄の案件の判例集『各省審判庁判牘』（「族制門」）の中の「立継嫌隙」の一案を示すがそれによると、

訴訟事実 浦徳年すなわち三明は海寧の民人である。その堂叔崇雲すなわち永生が生んだ二子、長子徳勤、次子徳全は共

に子が無いまま逝去した。そこで徳年は自分の子の祥漢に承継させようとした。これは同父周親の例にかなうものである。

しかし徳勤の妻浦費氏が異を唱え、宣統二年冬、周叙財の次子雲生を収養して子となした。これ以後互いに訴訟沙汰が始まったのである。本年二月二十六日海寧州知事は、徳年と浦費氏が争い、加えて浦費氏が家内騒動まで引き起こしているというので、族中で協議して浦費氏に他に自分の意にかなう跡継ぎを選ばせ、徳年の子祥漢に承継させることは許可しないと命じた。しかし今度は徳年が不服を申し立て、五月初二日本庁に上訴してきた。すでに書類一式を調べ、承認を喚問し、章程に従って検察官臨法の上一同を取り調べること三回の後、次のように言い渡した。「族長順才等の差し出した徳派祥漢両派の名前のリスト及び同族長等の請求によれば、（徳年の子祥漢を）徳全の妻朱氏のもとへ出継させたいと願っている。また浦費氏の請求によれば徳華の子を跡継ぎとしたいと申し立てている。すでに徳華は本衙門に出頭し取り調べを受けたが、その供述によれば「訴えどおりのことを」希望いたします」と言っている。取り調べを重ねた結果その言葉に潤色は無いものとする。

法律を援用する理由 考えるに、律には継を立てるに当たつ

て「応継の人」と日ごろ嫌隙がある場合は、昭穆相当の内から自由に「賢愛の者」を選んで嗣子とすることを許すとある。この案内で浦徳年と浦費氏の関係がこじれ、何度も訴訟沙汰を起こしている。これを律の意に照らしてはかれば、もはやその子祥漢に承継させ、事態を紛糾させることはできない。

徳年を除いて、他に徳勤と昭穆相当の者には徳富、徳才、徳華がおり、それぞれ二人ずつ子供がある。しかも浦費氏は徳華の子を嗣子にしたいと欲し、徳華もまたこのころからこれを願っているのであるから、まことに択賢択愛の意と符合する。

該族長等が徳全の妻朱氏の後を立てたいと願うのはまことにもつともである。ただ徳華（徳年の誤り——筆者注）の次子祥漢に浦朱氏を継がせるのは、調停方法として正当なやり方であるとは思えない。徳華の次子祥林には徳勤を継がせ併せて徳全を兼承させるべきである。よって以下のように判決を下す。

判決主文 判決を下す。浦徳華の子祥林は徳勤徳全の両房を承継し、跡継ぎとさせる。あらゆる一切の財産は祥林が承継する。徳勤の妻浦費氏が収容した周姓の子は養子とし、将来財産を酌給することを許す。ただし祭祀を継がせることは許さない。徳年は意にまかせてみだりに財産を争ってはならぬ

い。(以下略)^⑩

とある。すなわち事件は無子のまま逝去した浦徳勤・徳全兄弟の跡継ぎをめぐる、生家の家父浦徳年と養家の家父徳勤の未亡人浦費氏が対立したところから始まった。その後互いに言い分を通そうとする両派の折り合いがつかず、海寧州知事が族内で協議して争いを解決することを命じた。しかし族長の調停は失敗に終わり、不服を押さえ切れない浦徳年が上訴したために、結局事件は杭州高等審判庁に解決を委ねられたのである。

次に示す案件もまた、族内紛争を寧波地方審判庁に持ち込み、官に解決を託した事例である。^⑪そこでは過房子の扱取をめぐる対立する族人に対し、審判庁が更に明確に判断基準を明らかにして判決を下している。

はじめに案件の概要を述べると、天地人三房に分枝して宗族を形成する蔡氏の中で、男児に恵まれないまま逝去した人房の族人蔡峯青、蔡和露の跡継ぎ扱取をめぐる相争いが生じた。すなわち人房の蔡卿の子和露は無子のまま死亡し、天房下にある和霖の子同瑞を嗣子に立てたのであるが、続いて蔡卿の兄、つまり和露の伯父峯青も無子のまま死亡、峯青の娘婿である張寿鏞等は既に和露の嗣子となっていた同瑞をさらに峯青の兼承孫とし、契字書を作成した。人房の房長蔡丕恆は率先してこれに同意の署名を

記したが、族中には署名に応じない者が出て事態は紛糾の兆しを見せた。また人房の房族公親の中には調停案として同房の和霑を唄青の次嗣として同瑤と並継させよと唱えて継嗣書を立てる者が出た。なお悪いことには、先に同瑤を兼桃孫とする契字書に署名した房長丕恆が新たに立てられた同瑤・和霑並継の契字書にも署名してしまった。更に加えて族人の和霑が自ら唄青の嗣子となる資格有りとして、和霑を買収して唄青の嗣子となることを辞退させたうえ、自分が割って入ろうと企んだ。これに対して蔡丕恆は三度態度を翻し、和霑、和霄、和霑の三名を並継させる案を持ち出した。こうしてもはや收拾不可能となった争いを族長蔡開松及び張寿鏞等が衙門に訴え出たので、最終的に寧波地方審判庁が管轄することになったのである。この案件に対して寧波地方審判庁は、まず「判決理由」として

立継はもとより死者の為に考えるもので、選択の基準を定めるには死者の意志を前提とすべきである。すなわち理論に基づいて死者の意志を推測すれば、必ずよく財産を守ることの出来るものを選びたいと欲し、財産を最愛の者に与えたいと欲するであろうことは断言出来る。^⑬

と前置きした後、唄青の継承資格をもつ同瑤、和霑、和霄、和霄の四人の中から、

蔡唄青は子が無いが、堂侄和瑤を嗣子とし、胞侄和霑の子（即ち同瑤——筆者注）を兼桃孫とする^⑭

とし、死者の意志を最大限に保護する判決を下して事件は決着を見たのであった。

なおここで審判庁は嗣子となるにはまず昭穆相当であることを前提条件とし、その範囲内で被承継人が希望する者を選ぶ、即ち「択愛択賢」を支持する判決を下している。

しかし昭穆相当並びに「択愛択賢」の制はいずれも過房子を選択する場合に最も普遍的に用いられる判断基準であり、恐らくは審判庁に案件が持ち出される前の族内の調停においても一方の陣営（右の案件で言えば浦費氏並びに唄青一派）から当然の要求として唱えられた見解であったと考えられる。ところが族長はこれに反対する者を納得させることができず案件は官憲に持ち出されたわけである。つまり、族長の調停と官憲の判決とは判断基準を同じくしながら、族長には紛争を解決するだけの権威が備わっていなかったということになる。こうした事情が背後に存したために、過房子択取に関して争いが起これば、案件は勢い公の裁きの場を持ち出され、官憲に委ねて解決の途を模索することとなったのである。

ところで始めに触れたように、右述審判庁の史料は、家父の死

後、それまで立嗣権を握っていた家父に代わり、誰の力によって立嗣が行われたかという、滋賀、夫馬両氏によってそれぞれ見解が示され、議論的となつている問題を考える材料となる。この問題に対して滋賀秀三氏は、家父亡き後舅姑と寡婦とがある場合、立嗣権は寡婦の手に委ねられ、舅姑は同意権を有すると解釈された。また夫馬氏の研究によれば、先にも述べたように、そもそもこの寡婦の立嗣権は「舅姑の立嗣権にあい対するとき、それは隠れてしまつて表に出ない」存在であつた。ただ宋代には「夫亡妻在者、従其妻」の原理によって寡婦の立嗣権が保護されていたものが、明末清初になるとこの寡婦の立嗣権を保証する原則が「立愛」という原則に取つて代わることになつたとされる。このために明清時代の寡婦の立嗣権は宋代に比べればはるかに限定された形でようやく保護されるという事態が生じたことになつた。ところが「立愛」にはまた同時に昭穆相当の者を立てる「応継」の原則が併存していた。従つて嗣子の選定に当たつては、「立愛」と「応継」のそれぞれを盾にとつて自分の推す者を嗣子に立てようとする争いが頻繁に生じるとともに、寡婦の好みの者を立てる機会は益々狭められ、結局寡婦の立嗣権は大きく後退することになつたとされる。¹⁵⁾

しかし本稿に挙げた寧波審判庁の一件をみると、資料の「判決

理由」の部分にも立継は死者の為に考えるもので選択の基準は死者の意志を前提とすべきとあるとおり、審判庁は決して家父以外の誰かの立嗣権を保護して判決を下した訳ではなかつた。審判庁が判決のより所としたのは、亡き家父の意志すなわち夫馬氏の間接的「立愛」の原則に外ならない。夫馬氏の論によれば、明代には「立愛」と「応継」が併存し、どちらかを完全に切り捨てることは至難であつたと指摘され、国家はこうした二つの力の対立を打破する為に、乾隆三十八年の「立愛」の支持を再確認する条文を發したと言われている¹⁶⁾。しかしここにあげた史料からは、少なくとも清末の相続案に関して、国家は「立愛」に優先順位を付ける判決を下しており、清代中期以前とは異なる状況が現れていたことになる。これを夫馬氏の指摘される乾隆三十八年「立愛」優先の条文が發せられた延長上、直接的に現れた効果と見てよいかどうかについては、さらに多くの史料を集め考察を深める必要がある。また以上のように清代の中期以前と清末との間に、寡婦の立嗣権に関して変化が生じていたとすれば、このことは前章で述べた家産均分の原則と家父による相続問題の決定権の保持という伝統的枠組みが一貫して清末にも有効に作用していたという見解と相反する方向を示すことになる。これはまた相続事案にかかわる伝統的規範のいかなる部分が近代まで継承され或いは変質を遂げ

たのかという問題を考察する必要を生じることにもなるが、ここでは夫馬氏の言われる明代中期にかけて現れた「立愛」と「庶継」の拮抗という状態に変化が現れ、清末に至ってはこの拮抗状態が解消していた可能性を示す例のあることを記しておきたい。

- ① 過継及び過継子については、同族内のある房から他房へ養子に出る場合だけでなく、同族外の子を養子とした場合にも用いられる。仁井田前掲書『中国身分法史』七七五頁参照。
- ② 『大清律例』戸律戸役「立嫡子違法」。
- ③ 『家族法』第三章「妻子なき者をめぐる諸問題」第一節「擬制による承継統人」。
- ④ 同上『家族法』三三七頁。
- ⑤ 夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」（前川和也編著『家族・世帯・家門』ミネルヴァ書房 一九九三年）。
- ⑥ 『私法』二〇三頁。
- ⑦ 同右一九九頁。
- ⑧ 同右一九七頁。
- ⑨ 『私法』第二卷下第四章第二二項に収められた一連の史料によって、過房子書の署名形式をみると、父親が立字人、母親が知見人ととなっている例として、史料二一・二・五・六・一一・一二・一三・一七・一八の計九例があげられる。また両親が不在のため兄弟のみで署名した例として、同史料二一・一六・一九の二種が見られる。しかし、実父母の存命中にこれを差し置いて、他の族人が立字人となり過房子契約を結んだ例は存在しない。
- ⑩ 『家族法』三二六頁。
- ⑪ 『各省審判庁判牘』族制門「立継兼隙」（中華民國元年五月 上海広

益書局発行法学研究社編 東京大学東洋文化研究所 大木文庫蔵 第六葉。

⑫ 「争継」（同右第四葉）。

⑬ 同右。

⑭ 同右。

⑮ 前掲夫馬論文二六四頁。またここにいる「夫亡妻在、従其妻」そして夫馬氏の論稿でも問題となっている「立愛」「庶継」そして「昭穆相当」を根拠に審判庁の判決が下されたということは、Huang 等が言うように律例に基づいて官の裁判が行われていたことを示すものである。しかしこの問題は、相続案を官に訴えてた民の側の事情を考慮するという本稿の目的とは観点を異にするものでもあり、以後別稿を立てて考えて見たい。

⑯ 夫馬前掲論文二六一頁。

おわりに

以上のごとく清末中国の相続問題に対する家父及び族長の役割について述べてきた。その結果財産相続と跡取り養子扱取のいずれにおいても家父以外に発言権をもつ者は見いだせなかった。それ故一旦族内で相続をめぐる対立が生じると、族長といえどもこれを調停することはできなかったのである。前言で記した Huang 氏等の言われる、膨大な数量の民事案件が州県衙門へ持ち込まれて知州県に解決を託したという現象の背景には、相続案件に関して言えば、本論で考察してきたように知州県の裁判の公正さを問

題とする以前に、そもそも族長の相続争いの解決者として適性の欠如という事態が存在していたのであった。そのためにこそ相続問題が紛糾した時、案件は容易に州県衙門に持ち出され、官の裁判若しくは調停に頼って解決する方法がとられることになったのである。これに対して民間から相続案の解決を委ねられた州県の法廷は「立愛」の原則に基づいて、判決を下したのであるが、その際には同族か否かを常に意識し、昭穆相当者を相続人とすることを原理とした。血統の秩序を保つことを目指した宗族組織にあっては、相続争いが生じた場合には、この原理に基づいて族内で紛争解決がなされたはずである。ところが本文で述べたように現実には、多くの相続事案が官の法廷に持ち出された訳である。

相続事案を取り扱うに当たって、何故こうした事態が生じたかを考えると、おのずから家産の分割、過房子の授受等宗族組織のありかた自体を視野に入れることが必要となる。本稿は相続問題に対する家父並びに族長の立場について論述したに過ぎないが、しかしその結果得られた結論、つまり族内の相続問題に対する族長の発言力の限界性は、宗族の組織化にも関係するものと考えられる。宗族組織については、南宋以降明清時代に生じた宗族形成の原因と過程に関して井上徹^①、上田信^②の両氏を中心に文集、族譜、地方志等を利用した論証が行われている。すなわち井上氏は明代中期

以降の華中、華南地域で急速に宗族組織の再形成という現象が生じたことを指摘されるのであるが、族人が結集して族田、祠堂等の共有財産を徐々に増殖し、その経済力を背景に科挙合格者を輩出して官界進出を果すために、これらの宗族集団は形成されたというのが氏の説かれるところである。一方上田氏は、江南においては水利事業取行の便宜のために県単位で宗族組織が整えられていったことを指摘された。つまり宗族は姓を同じくする者の中で自然発生的に成立したのではなく、組織化を求める者によって意図的に生み出されたものであるという点で、両氏の説かれるところは一致をみる。しかし均分相続の慣習が広く普及する中国においては、ようやく組織化を果した宗族といえども、その根底には常に解体分割の可能性を残していた。事実井上、上田両氏ともに、宗族の組織化は、宗族形成の風潮が強かたとされる地域においても決して普遍的現象ではなく、むしろ特異な例であったこと、一旦形成された宗族も往々にして解体の危険性をはらんでいたことを指摘されている。井上氏によれば、このように決して容易ではなかった宗族組織の形成は、宋代以来明代中期に至るまで一貫して、義田義荘の設置、祠堂の建立、族譜の編纂を通じて達成されようとしたという。氏の論稿に於いては、明代中期以降の蘇州府域内外において経済的負担の比較的軽い族譜編纂、祠堂建

設が宗族組織化の現実的方策と見なされ、同族集団はこれらの方
法によって親族の組織化を試みたと言われている。^③

しかしながら宗族の組織化の具体策として最初に浮上する族譜
の編纂について、井上氏も取り上げておられる「伊氏重修族譜序」^④
を見ると、南宋以来蘇州に移住して来た伊氏は子文府君の代に至
ってはじめて彼の七世前まで遡る「族譜」を編纂したという。そ
の後族内には科擧に及第し官僚として成功する者も出たが、必ず
しも順調に蘇州に聚居することはかなわず、成化年間に進士に及
第した乗（字徳載）の代になると、伊氏一族は「族人益ます繁な
るも、散逸して益ます遠し」という状態であった。そこで乗は子
文から下って彼の世代にいたる親族関係を明らかにする為に第二
回の族譜編纂を行ったのであった。このことは族譜の編纂が一族
集結の方策というよりは、むしろ特定の有力者が出現し一族が盛
期を迎えた時、遡ってたどり得る限り古い世代で尚且つ始遷祖と
して注目すべき人物から自分に至る親族の系譜を明らかにするた
めに行われたことを物語るものではないだろうか。また、祠堂の
設立運営についても、祖先祭祀の規約をみると「我が宗では先に
前人が創始した捐田に頼って祭祀を行い、供用の肉を分配するも
のとしてきた。遠方から祭祀に参加する者には、いずれも食事を提
供するということも、盛んに行われた」のであるが年とともに弊

害が生じ、ついには「宗祠の祀産がいかほどかを顧みず、後世起
こされた捐田は寥寥たるもの」であったと言われる。この記述か
ら祠堂もまたある特定の先人によって創設されたものの、後代必
ずしも宗族結合の手段として有効に機能していた訳ではなかった
と考えられるのである。

本稿は宗族組織そのものについては詳述するに至らず、同姓集
団内の各家族の中に生じた相統案の分析を通じて、族長が族内の
相統案に対して限られた発言権しか持たなかったということを通
べたに過ぎない。しかしこうした事実は族長を頂点に複数家族の
集合体として形成される宗族組織の安定性に影響を与えていたと
いうことを予測させ、宗族組織事業が右述のとき状態であった
ということは、この予測を裏付けるものと考えられる。相統案の生じ
る場としての宗族、家族の形態の考察ということも、併せて今後
の課題とし、さらに考察を続けたい。

① 井上徹 a 「宋代以降における宗族の特質の再検討」(『名古屋大学東
洋史研究報告』一二 一九八七年)、b 「宗族の形成とその構造——明
清時代の珠江デルタを対象として」(『史林』第七二巻第五号 一九八
九年)、c 「元末明初における宗族形成の風潮」(『弘前大学人文学部
『文経論叢』二七—三 人文科学編一二 一九九二年)、d 「宗族形
成の再開——明代中期以降の蘇州地方を対象として」(『名古屋大学東洋
史研究報告』一八 一九九四年)。

② 上田信 「地域と宗族」(『東洋文化研究所紀要』九四 一九八四年)。

「明清期・浙東における州県行政と地域エリート」(『東洋史研究』四六一三、一九八七年)、「中国の地域社会と宗族——四世紀—一九世紀の中国東南部の事例——」(シリーズ世界史への問い四『社会的結合』岩波書店、一九八九年)。

③ 前掲注①論文d参照。

④ 吳寛『宛翁家藏集』卷四二(四部叢刊八三)。

⑤⑥ 統修山陰張川胡氏宗譜「大宗祠祭祀規例(康熙五十四年)」、(多賀秋五郎編『宗譜の研究 資料篇』昭和三五年 東洋文庫 七九三頁)。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程

)